

～ 災害被害に遭われた方へ ～

手続きする課		手続き内容	持ち物	備考
住民課 0980-47-2417	資産税班 住民税班	<input type="checkbox"/> 固定資産税の減免申請	・印かん ・身分証	・固定資産税の対象となる土地・家屋・償却資産に災害があった場合
		<input type="checkbox"/> り災証明書	・印かん ・調査確認できない場合は写真等 ・身分証	・家屋のみ対象 ・火災の場合は消防組合で発行
		<input type="checkbox"/> り災届出証明書	・印かん ・身分証	・家屋以外 ・火災の場合は消防組合で発行
		<input type="checkbox"/> 個人住民税の減免申請 (人的被害)	・医師の診断書 ・障害者手帳 ・身分証	災害発生日以降に納期限が到来する税額 が対象。また、納期限を過ぎた税額は減 免不可。前年中の所得要件あり。
		<input type="checkbox"/> 個人住民税の減免申請 (自己所有の住家の被害)	・り災証明書 ・印かん ・身分証	
福祉課 0980-47-2165	福祉班 (窓口⑤、⑥)	<input type="checkbox"/> 災害見舞金の申請 (人的被害)	・医師の診断書 ・通帳又はキャッシュカード ・印かん ・身分証	原則災害発生後20日以内に申請
		<input type="checkbox"/> 災害見舞金の申請 (住家の被害)	・り災証明書 ・通帳又はキャッシュカード ・印かん ・身分証	原則災害発生後20日以内に申請
	老人福祉班 (窓口⑤、⑥)	<input type="checkbox"/> 介護保険料の減免申請	・り災証明書 ・所得証明書 ・損害額明細書 ・印かん	
		<input type="checkbox"/> 国民年金保険料の減免申請	・り災証明書 ・身分証	
健康づくり推進課 0980-47-2701	国保班 (窓口①、②)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税減免申請	・り災証明書 ・写真等 ・保険証 ・印かん (※還付が発生する場合は後日通帳又はキャッシュカード)	納期限7日前までに申請し、決定した場合 当期の保険税より減免可能。 ※その他減免適用要件等に関しては窓口 又はお電話にてお答えします。
		<input type="checkbox"/> 国民健康保険一部負担金 (減額・免除・徴収猶予) 申請	・り災証明書 ・保険証 ・収入及び資産を明らかにするもの ・印かん ・身分証	災害発生日から6ヶ月以内に申請 ※支給基準がございますので、申請前に 相談することをお勧め致します。
上下水道課 0980-47-3044	業務班	<input type="checkbox"/> 水道料金等減免申請書	届出人が使用者本人 ・印かん ・身分証 ・り災証明書の写し  届出人が代理人 ・印かん ・身分証 ・使用者からの委任状又は使用者の身分証の 写し ・り災証明書の写し	軽減又は免除するためには一定の基準あり。
本・今清掃施設組合 0980-48-3171		<input type="checkbox"/> 火災ごみの処理について		清掃施設組合の職員が対応しますので、 窓口又はお電話にてご相談ください。